

# 第4章 障害のある人が その人らしく暮らせるための施策

## 第1節

### 生活安定のための施策

#### 1. 利用者本位の生活支援体制の整備

##### (1) 障害者総合支援法におけるサービスの概況

###### ア 障害福祉サービス

###### ① 障害種別によらない一体的なサービス提供

2006年の「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）施行以降、身体障害、知的障害、精神障害の種類を超えた共通の制度の下で、個別のニーズに応じたサービス提供等を行っている。2013年4月の「障害者総合支援法」の施行により、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなった。制度の対象となる疾病（難病等）については、順次見直しを行い、2025年4月1日から376疾病を対象としている。

###### ② 市町村による一元的な実施

「障害者自立支援法」施行後は、市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップする仕組みに改め、より利用者に身近な市町村が責任を持って、障害のある人たちにサービスを提供できるようになっている。

###### イ 利用者本位のサービス体系

###### ① 地域生活中心のサービス体系

「障害者総合支援法」では、障害のある人が地域で暮らすために必要な支援を効果的に提供できるよう、「地域生活支援」、「就労支援」のための事業や重度の障害がある人を対象としたサービスなど、地域生活中心のサービス体系としている。

地域移行支援及び地域定着支援が個別給付として位置付けられ、地域移行支援の対象には、保護施設、矯正施設等に入所している障害のある人も含まれる。また、生活の様々なニーズに対応する観点から、重度の肢体不自由者だけではなく、行動障害を有する知的障害のある人及び精神障害のある人も重度訪問介護の対象としている。

###### ② 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離

地域生活への移行を進めるため、「障害者総合支援法」では、障害のある人が、支援を自分で組み合わせて利用できるよう、昼のサービス（日中活動支援）と夜のサービス（居住支援）に分け（昼夜分離）、複数のサービスを組み合わせて利用できるようにした。昼夜分離により、在宅でも、障害者支援施設が実施する日中活動支援のサービスを利用できるようになった。

現在の「障害者総合支援法」の日中活動支援とその利用状況は以下のとおりである。

- ・療養介護…2025年3月現在の利用者数21,143人、事業所数259事業所。
- ・生活介護…2025年3月現在の利用者数304,282人、事業所数13,010事業所。
- ・自立訓練…2025年3月現在の機能訓練の利用者数2,162人、事業所数184事業所。生活訓

練の利用者数15,530人、事業所数1,387事業所。宿泊型自立訓練の利用者数2,840人、事業所数218事業所。

- ・ **就労移行支援**…2025年3月現在の利用者は37,086人、2,836事業所。
- ・ **就労継続支援**…2025年3月現在の就労継続支援A型の利用者数85,339人、4,382事業所。  
就労継続支援B型の利用者数388,016人、18,704事業所。
- ・ **地域活動支援センター**…障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る施設（地域生活支援事業として実施）2024年10月現在、2,696事業所。

### ③ 障害のある人の望む地域生活の支援

「障害者総合支援法」では、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実を図るため、また、就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所から一般就労に移行する障害者数の増加を踏まえ、以下の新たなサービスを実施している。

- ・ **就労定着支援**…2025年3月現在の利用者数18,874人、1,717事業所。
- ・ **自立生活援助**…2025年3月現在の利用者数1,219人、287事業所。

2025年10月1日からは、障害のある人の就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、一人一人の希望や能力に沿ったよりきめ細かい就労支援を提供するため、以下の新たなサービスが加わった。指定状況は以下のとおりである。

- ・ **就労選択支援**…2025年10月現在の利用者数227人、104事業所。

## ウ 福祉施設で働く障害のある人の一般就労への移行促進等

### ① 就労支援の強化

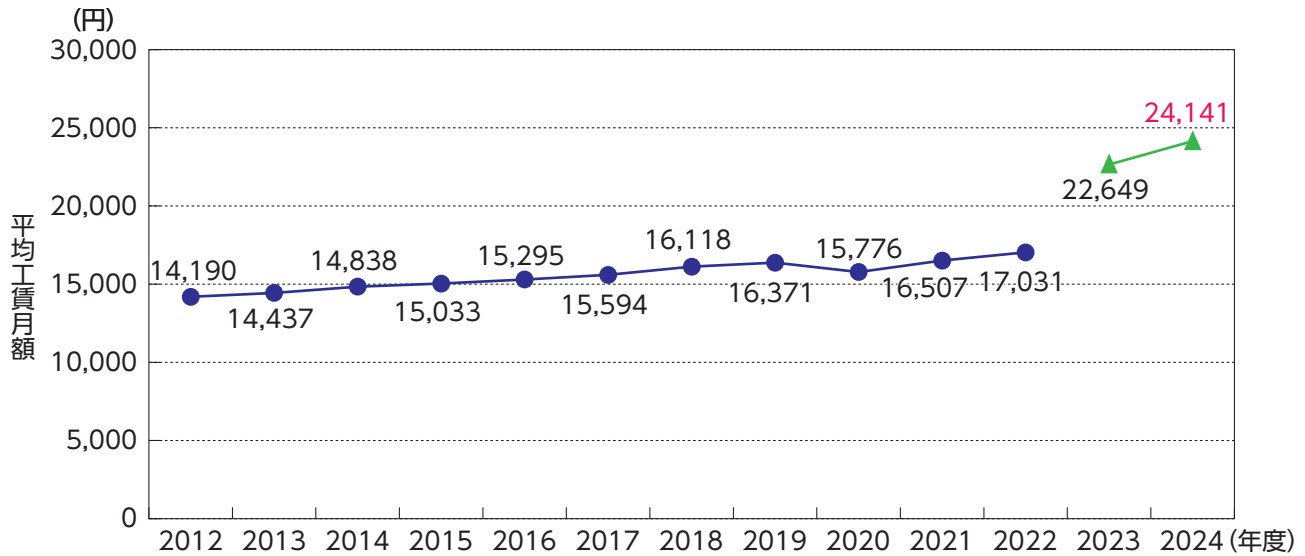
障害のある人が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要である。希望する人には、一般就労が可能となるように支援を行い、一般就労が困難である人には、就労継続支援B型事業所等で、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、工賃の水準が向上するような支援を行っている。

### ② 工賃・賃金向上のための取組

就労継続支援B型事業所の工賃の向上のため、都道府県では「工賃向上計画」を策定している。都道府県は、2024年度から2026年度の新たな「工賃向上計画」を策定し、関係行政機関、地域の商工団体等の関係者と連携しながら、事業所に対する工賃向上のための経営等の支援に取り組んでいる。具体的にはコンサルタントによる企業経営手法の活用や共同受注の促進などを重点に取り組んでおり、厚生労働省は、これらの取組への予算補助を行っている。また、個々の事業所も「工賃向上計画」を作成し、事業所責任者を始め、全職員が工賃向上のために主体的に取り組むこととしている。

これらの取組もあり、2024年度の平均工賃月額の前年度より上昇している。

■ 図表 4-1 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額推移



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

## エ 障害福祉計画に基づく計画的なサービス基盤整備の推進

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」では、障害のある人に必要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号。以下本章では「基本指針」という。）に即して、市町村及び都道府県は、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することになっている。

2026年3月には、2027年度を始期とする「第8期障害福祉計画」及び「第4期障害児福祉計画」の策定に係る基本指針について改正を行った（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）。改正の主なポイントは次のとおり。

### ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・ 入所施設における居室の個室化等の推進

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

### ③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

- ④ **障害児支援の提供体制の整備等**
  - ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
  - ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
  - ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
  - ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設
- ⑤ **地域における相談支援体制の充実強化**
  - ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
  - ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
  - ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
  - ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載
- ⑥ **障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上**
  - ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
  - ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
  - ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
- ⑦ **障害福祉サービスの質の確保等**
  - ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
  - ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
  - ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
  - ・障害児支援における人材育成の重要性を記載
- ⑧ **きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備**
  - ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
  - ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
  - ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
  - ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載
- ⑨ **高次脳機能障害者に対する支援**
  - ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載
- ⑩ **人口減少地域におけるサービスの維持・確保**
  - ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載
- ⑪ **「地域共生社会」の実現に向けた取組**
  - ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進
- ⑫ **住宅セーフティネット制度との連携**
  - ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

**⑬ 地域差の是正・指定の在り方等**

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

**⑭ 障害者等に対する虐待の防止等**

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

**⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進**

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

**⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保**

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

**(2) 身近な相談支援体制整備の推進****ア 障害のある人等に対する一般的な相談支援**

障害のある人等に対する一般的な相談支援については、「障害者総合支援法」の改正により、2024年4月から、市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務とされた。基幹相談支援センターでは、地域の相談支援従事者に対する助言・指導や関係機関の連携の緊密化の促進も業務とし、地域の相談支援体制の充実・強化を図っている。広域・専門的な支援や人材育成については、都道府県の地域生活支援事業の中で、市町村をバックアップしている。2025年4月現在、基幹相談支援センターは66%（1,152市町村・1,457か所）の市町村が設置している。

また、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することにより、障害のある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう支援を行っている。2025年3月現在、指定特定・指定障害児相談支援事業所数は12,861事業所、指定一般相談支援事業所数は3,785事業所であり、これらに配置されている相談支援専門員の延べ人数は41,992人である。

## イ 都道府県による取組及び市町村区域への対応

都道府県においては、市町村に対する専門的な技術支援、情報提供の役割を担っている更生相談所等が設けられており、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を配置している。設置状況は、身体障害者更生相談所（2026年4月現在76か所）、知的障害者更生相談所（2026年4月現在91か所）、児童相談所（2026年4月現在243か所）、精神保健福祉センター（2026年4月現在69か所）となっている。

## ウ 法務局その他

全国の法務局で、障害のある人に対する差別、虐待等の人権問題について、面談・電話・インターネット等による相談に応じているほか、社会福祉施設等において特設の人権相談所を開設している。人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

保健所、医療機関、教育委員会、特別支援学校、ハローワーク、民生委員・児童委員、ボランティア団体等においても、相談支援が行われている。

## エ 矯正施設入所者等

障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備している。同センターは、矯正施設、保護観察所、地域の福祉関係機関等と連携して、社会復帰の支援を行っており、2021年度からは起訴猶予者等への支援も行っている。

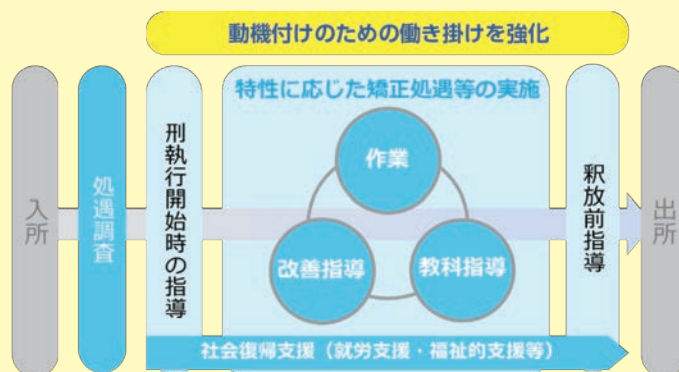
また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備、自立した日常生活のための支援等を実施している。

## 刑事施設における受刑者の障害特性に応じた処遇・支援の充実

### 1. 拘禁刑の導入について

2025年6月、懲役及び禁錮に代わって、新たに「拘禁刑」が創設された。「刑法」(明治40年法律第45号)において、拘禁刑に処せられた者には、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」と規定されている。

拘禁刑が創設されたことにより、全ての受刑者に一律に作業を行わせるのではなく、受刑者一人一人の特性に応じた処遇を実施できるようになり、今まで以上に効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ることが期待される。



拘禁刑下の受刑者処遇の流れ

### 2. 集団編成 (受刑者のグループ分け) の見直し

拘禁刑創設の趣旨を踏まえ、受刑者の特性に応じた矯正処遇等を効果的・効率的に実現するために、集団編成の見直しが行われた。これまでは、初犯や累犯、暴力団加入歴など、犯罪傾向の進捗(犯罪傾向が進んでいない人はA指標、進んでいる人はB指標。)によって受刑者を分類して集団を編成していた。しかし、犯罪傾向が進んでいる人の中でも、例えば、生活困窮や障害等によって窃盗等を繰り返す高齢者が、現役の暴力団員と同じB指標に指定されてしまうなど、様々な特性の受刑者が同じ集団に編成され、現役の暴力団員などの保安リスクの高い人に合わせた処遇を画一的に実施せざるを得ない状況にあった。

このため、拘禁刑の創設を機に、障害など個々の受刑者の特性に応じた処遇を柔軟に実施できるよう、集団編成を大きく見直し、犯罪傾向の進捗に加えて、受刑者の年齢、心身の状況、執行すべき刑期、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情等に照らして、一定の共通する特性等を有する受刑者の類型ごとに、24種類の「矯正処遇課程」を設けた。個々の特性等に応じた矯正処遇課程を指定し、その矯正処遇課程を実施する施設において集団で処遇することで、受刑者個々に必要な処遇を効果的かつ効率的に実施している。

新設された矯正処遇課程のうち、福祉的な支援が必要な人を対象とした課程を3つ設けた。福祉的支援課程のうち、知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者を対象としたDH、福祉的支援課程のうち、精神上的の疾病又は障害を有する者で、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者を対象としたDM、そして、おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者を対象とした高齢福祉課程のDSは、いずれも高齢や障害等の特性に配慮した処遇を行っている。

課程名	対象者	課程名	対象者															
D 拘留課程 Persons Sentenced to Penal Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者	O 開放的処遇課程 Open House Treatment	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事故集積対象者															
Jt 少年院在院受刑者処遇課程 Persons Eligible for Juvenile Training School	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者	ST 短期処遇課程 Short Term Persons	執行すべき刑期が6月未満の者															
I 禁錮課程 Persons Serving Imprisonment Without Work	禁錮受刑者	A 依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者															
F 外国人処遇課程（一般） Foreign Persons	日本人と同一の処遇が困難な者	DS 高齢福祉課程 Senior Persons Requiring Daily Care	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者															
FX 外国人処遇課程（特別） Foreign Persons Requiring Special Needs	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者	DH 福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Handicapped Persons Requiring Daily Care	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者															
FZ 外国人処遇課程（条約） Foreign Persons under Certain Treaties	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者	DM 福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害） Persons with Mental Disorder Requiring Daily Care	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者															
J 少年処遇課程 Juvenile Persons	少年院収容を必要としない少年	従来のAB指標に替わる新たな観点 処遇レベル 再犯リスクと処遇準備性(注)の2軸で判定(4分類)																
Y 若年処遇課程 1～3 Youth Persons	20歳以上26歳未満で処遇レベルが1～3の者	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>再犯リスク</th> <th>処遇準備性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1</td> <td>低</td> <td>高</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>低</td> <td>中～低</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>高</td> <td>高～中</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>高</td> <td>低</td> </tr> </tbody> </table>			再犯リスク	処遇準備性	レベル1	低	高	レベル2	低	中～低	レベル3	高	高～中	レベル4	高	低
	再犯リスク	処遇準備性																
レベル1	低	高																
レベル2	低	中～低																
レベル3	高	高～中																
レベル4	高	低																
L 長期処遇課程 1～4 Long Term Persons	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベルが1～4の者	(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度																
G 一般処遇課程 1～4 General Persons	他の課程に該当しない処遇レベル1～4の者																	

矯正処遇課程一覧






### 3. 特性に応じた処遇及び社会復帰支援の充実

刑事施設では、特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い受刑者に対する処遇及び支援の充実化を図るため、刑務官のほかに、医療、心理、教育、福祉、就労支援等様々な専門職による支援チームを設置し、それぞれの専門性をいかしながら、連携した処遇を実施している。これにより、本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援が可能となった。



定期的にケース会議を実施

また、矯正処遇課程の導入により、刑執行開始の早期の段階から、福祉的支援が必要な者が特定され、特性に応じた処遇を行いながら、福祉的支援を実施することが可能となり、障害受容の促進や福祉的支援に対する抵抗感の緩和をもたらし、日常生活での困りごと等を他機関に円滑に引き継いでいる。

福祉的支援課程 (知的障害・発達障害)	福祉的支援課程 (精神上の疾病又は障害)	高齢福祉課程
<b>認知トレーニング</b>  作業療法を活用したプログラムを実施し、出所後の就労等に役立つ認知能力や社会適応力を向上させることを目的としています。 広島刑務所	<b>疾病教育</b>  自身の疾病や症状について正しく理解し、出所後の生活場面や治療に向けた自己管理能力を高めることを目的としています。 札幌刑務所	<b>作業療法士による指導</b>  作業療法士による定期的な助言や指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持・向上を図っています。 府中刑務所
<b>手帳取得のための支援</b>  精神障害者保健福祉手帳の取得等を通じて、出所後、円滑に福祉サービスを受けることができるよう調整します。 福岡刑務所	<b>福祉的就労を見据えた農園芸作業</b>  農園芸などの情操的な活動を通して、自信や生きがいを実感させるとともに自己肯定感の向上を図り、円滑な社会復帰を目指します。 加古川刑務所	

### (3) 権利擁護の推進

#### ア 成年後見制度等

##### ① 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障害又は精神障害などにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある人については、財産管理や身上保護などの法律行為を一人で行うことが難しい場合がある。このような一人で決めることに不安のある方々を法律により保護し、本人の意思を尊重した支援を行う制度として、成年後見制度がある。パンフレットの配布や法務省ホームページ上のQ&A掲載など、制度周知のための活動を行っている。また、障害者福祉サービスの利用者又は利用希望者のうち、知的障害や精神障害のある人について、成年後見制度の申立てに要する経費や後見人の報酬の補助を市町村で行っており、2024年4月1日現在で9割以上の市町村が実施している。

また、成年後見制度法人後見支援事業を「障害者総合支援法」の地域生活支援事業<sup>1</sup>として市町村の必須事業に位置付けている。日常生活自立支援事業<sup>2</sup>は、2025年3月末現在の本事業の実利用者数が56,681人となっている。

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度利用促進法」に基づき策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」(令和4年3月25日閣議決定)を踏まえ、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行っている。

##### ② 成年後見制度の見直し

成年後見制度については、判断能力が回復しない限り制度の利用が継続することや必要な限度を超えて本人の行為能力が制限される場合があることなどの課題が指摘されている。

2024年2月には、法務大臣から法制審議会に対し、制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から成年後見制度の見直しに関する諮問がされた。同年4月以降、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会、一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構及び公益社団法人認知症の人と家族の会に所属する障害当事者やその家族が委員として参加して、33回にわたり、調査審議がされた。2025年6月には中間試案が取りまとめられ、その後パブリックコメントを経て、2026年2月に法務大臣に要綱が答申された。同要綱は、後見及び保佐の制度を廃止し、補助の制度の対象を事理弁識能力が不十分である者の全てに拡大すること等を内容としている。

なお、要綱を踏まえた「民法等の一部を改正する法律案」が、2026年4月3日に閣議決定され、国会に提出された。

#### イ 消費者被害の未然防止・被害救済等

悪質な手口により消費者被害にあったなどとして、全国の消費生活センターや国民生活センター等に寄せられる障害のある人等からの消費生活相談件数は、近年増加傾向にあったが、2025年度は前年度から減少した。

1 後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

消費者庁では、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談の体制整備を図るため、地方消費者行政強化交付金を通じて地方公共団体における相談の対応力強化を支援している。このほか、聴覚障害のある人のアクセシビリティの向上のため、電話リレーサービスの導入及び2025年4月から始まった新たなサービス「手話リンク」について全国の消費生活センターへも周知等を図っている。

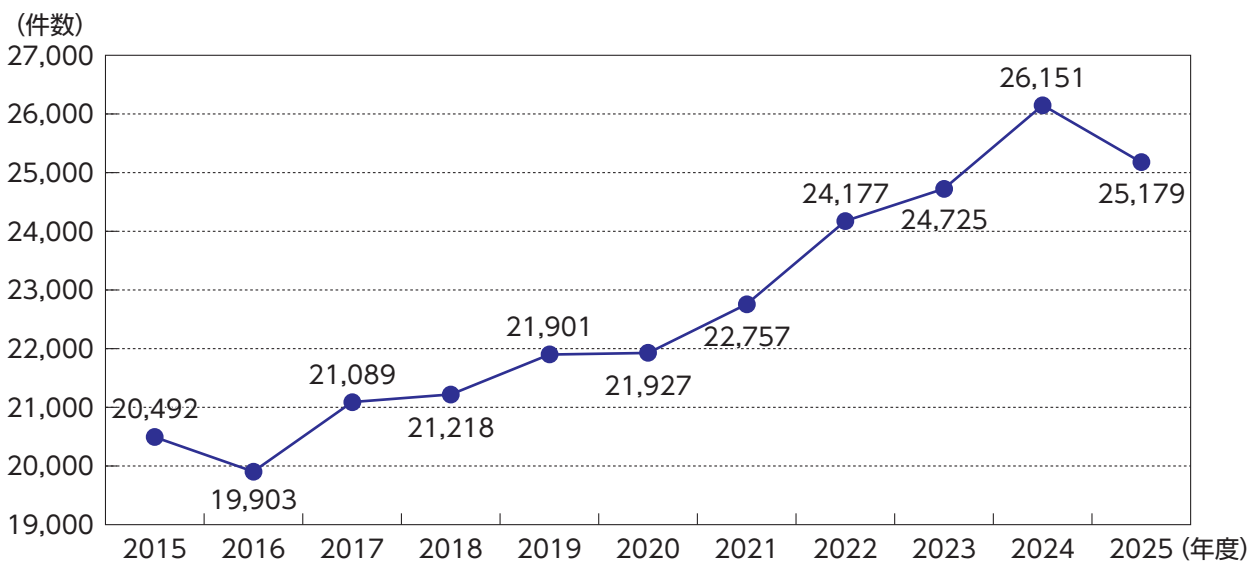
また、消費者庁では、「消費者安全法」（平成21年法律第50号）に基づく「消費者安全確保地域協議会」の設置・活性化の促進に取り組んでいる。消費者安全確保地域協議会は、福祉のネットワーク及び消費生活センターや消費者団体等の地域の多様な関係者で構成され、障害のある人等の配慮を要する消費者を見守り、消費者被害の未然防止・拡大防止を図っている。

2025年度には、地方消費者行政に関する先進的モデル事業として、見守り活動の優良事例の収集・横展開等を行ったほか、消費生活協力員・協力団体養成講座を実施した。また、障害者団体のほか高齢者団体・福祉関係者等専門職団体・消費者団体、行政機関等を構成員とする「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、各団体における取組や消費者トラブルの現状等の情報提供等を行っている。

国民生活センターでは、障害のある人や高齢者、その周りの人々に悪質商法の手口やワンポイントアドバイス等をメールマガジンやホームページで伝える「見守り新鮮情報」を発行している。また、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「2026年版くらしの豆知識」は、色覚障害のある人も見やすいカラーユニバーサルデザインの認証を取得した。デージー版（デジタル録音図書）を、全国の消費生活センター、消費者団体、全国の点字図書館等に配布するとともに、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにも登録した。

障害のある人への消費者教育としては、消費者庁が作成した高校生向け消費者教育用教材「社会への扉」の音声読み上げツールを提供しているほか、主に知的障害のある生徒を対象とする特別支援学校等向け消費者教育用教材を公表している。また、「消費者教育ポータルサイト」において、障害者向けの消費者教育教材や取組事例等について登録し、情報提供を行っている。

■ 図表 4-2 障害のある人、認知症高齢者等の消費生活相談件数（年度別）（2015～2025年度）



注1：2026年3月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない。

注2：「判断不十分者契約」又は「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）

■ 図表4-3 障害のある人、認知症高齢者等の消費生活相談件数（商品・役務別10位まで）（2025年度）

	商品・役務	件数
1	商品一般	1,899
2	他の健康食品	1,572
3	フリーローン・サラ金	1,374
4	携帯電話サービス	1,035
5	役務その他サービス	663
6	新聞	648
7	賃貸アパート	604
8	魚介類（全般）	433
9	光ファイバー	413
10	医療サービス	407

注1：2026年3月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない。

注2：「判断不十分者契約」又は「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）

#### （4）障害者虐待防止対策の推進

「障害者虐待防止法」に基づき、「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」を設置するなどして、障害者虐待の通報・届出の受理、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進、広報・啓発等を行っている。都道府県労働局は、都道府県などの地方公共団体と連携し、事業主や職場の上司など、「使用者」による障害者への虐待の防止や、虐待が行われた場合の関係法令に基づく是正指導などに取り組んでいる。

厚生労働省は、地方公共団体が、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、虐待防止や権利擁護等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

また、2022年に改正された「精神保健福祉法」に基づき、2024年4月から、精神科病院における虐待防止措置の実施の義務化や精神科病院内の業務従事者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の都道府県等への通報の義務化等が施行され、2024年度の精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況について、都道府県・指定都市の対応状況が公表されている。

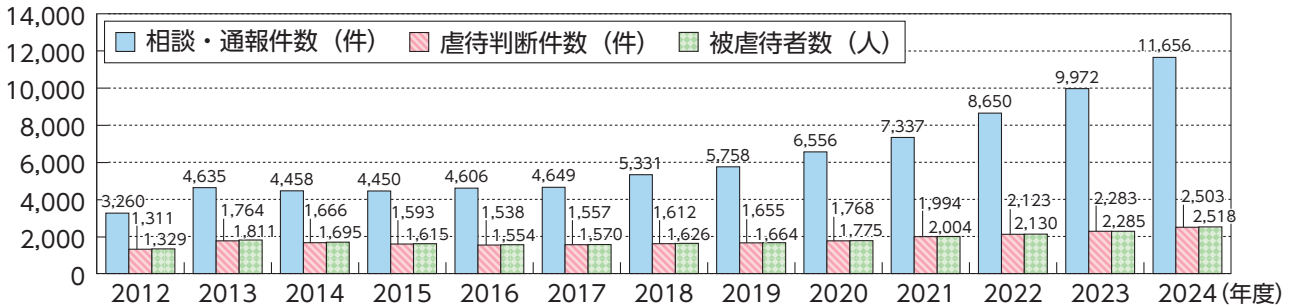
2024年度の報酬改定においては、障害福祉サービス事業所等における虐待防止の取組の徹底を図るため、以下について実施している。

- ・2022年度に義務化された障害者虐待防止措置を未実施の場合の減算措置の導入
- ・身体拘束廃止未実施減算について、入所施設・居住系サービスにおける減算額の引上げ

令和6年度障害者虐待事例対応状況調査結果（令和7年12月公表）では、養護者及び施設従事者等による障害者虐待の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」がいずれも過去最多となった。「令和6年度使用者による障害者虐待の状況等」（令和7年9月公表）の結果では、虐待が認められた障害者数、事業所数はいずれも前年度と比べて減少している。

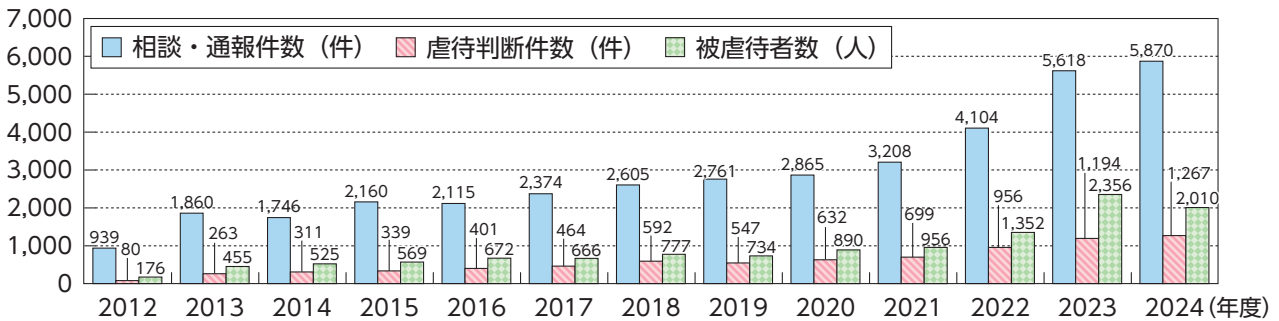
■ 図表4-4 令和6年度都道府県・市区町村・都道府県労働局における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

(1) 養護者による障害者虐待



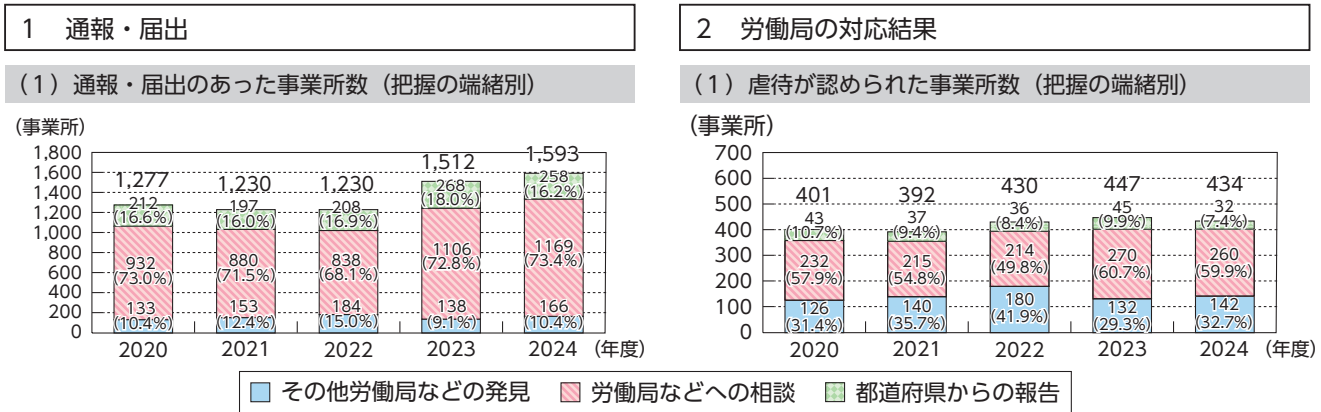
※2012年度は下半期のみのデータ。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

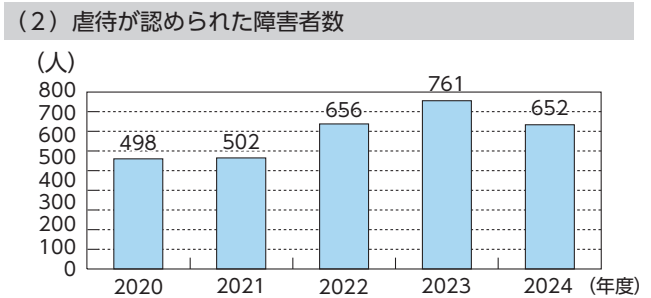
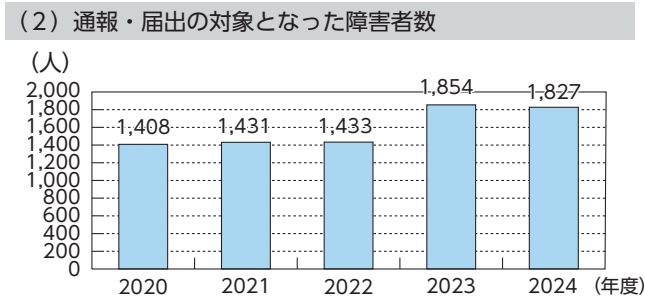


※2012年度は下半期のみのデータ。

(3) 令和6年度における使用者による障害者虐待の状況



■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。



資料：厚生労働省

## (5) 障害者団体や本人活動の支援

障害のある人の政策決定過程への参画を得て、その視点を施策に反映させる観点から、障害者政策委員会等において障害のある人や障害者団体が、情報保障その他の合理的配慮の提供を受けながら構成員として審議に参画している。

また、「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業において、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う障害者等に対するボランティア活動などへの支援を行う「自発的活動支援事業」を実施している。

## 2. 在宅サービス等の充実

### (1) 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で暮らしていくためには、在宅で必要な支援を受けられることが必要となる。このため、市町村において「障害者総合支援法」に基づき、利用者の障害の程度や必要な支援の内容等に応じ、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を実施している。

- ・ **居宅介護**…2025年3月現在の居宅介護の利用者数213,418人、事業所数22,648事業所。
- ・ **重度訪問介護**…2025年3月現在の重度訪問介護の利用者数13,853人、事業所数7,582事業所。
- ・ **同行援護**…2025年3月現在の同行援護の利用者数27,303人、事業所数5,709事業所。
- ・ **行動援護**…2025年3月現在の行動援護の利用者数17,232人、事業所数2,376事業所。
- ・ **重度障害者等包括支援**…2025年3月現在の重度障害者等包括支援の利用者数39人、事業所数11事業所。

これらのサービスに加え、自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含めて施設において入浴等の介護を行うサービスである短期入所も行っている。

- ・ **短期入所**…2025年3月現在の短期入所の利用者数64,750人、事業所数6,650事業所。

### (2) 住居の確保

#### ア 福祉施策における住居の確保支援

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障害のある人が共同して自立した生活を営む場として、共同生活援助（グループホーム）がある。グループホームでは、日常生活における家事や相談等の支援のほか、利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助、必要な利用者への食事や入浴等の介護を行う。2024年4月からは、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれている。

- ・ **共同生活援助**…2025年3月現在の利用者数203,271人、事業所数14,438事業所

障害を理由に物件が借りられないことのないよう、地域生活支援事業における相談支援事業に住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を位置付け、公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅への入居を希望する場合、不動産業者に対する物件のあっせん依頼及び家主等との入居契約手続等といった入居支援や、居住後のサポート体制の調整をしている。また、障害のある人が地域の中で生活できるよう、低額な料金で居室などを提供する福祉ホーム事業を実施している。

障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する者に対して、住居の確保等を支援する地域移行支援や、単身で地域生活する者に対して定期的な居宅訪問等により必要な支援を行う自立生活援助や連絡体制の確保や緊急時の支援を行う地域定着支援を行っている。

## イ 住宅施策における住宅の確保支援

障害のある人を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を確保することは、「住生活基本法」の基本理念の一つであり、賃貸住宅の供給促進に関する基本事項等を定めた「住宅セーフティネット法」に基づき、公営住宅等の公的賃貸住宅の的確な供給及び民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進している。

### ① 障害のある人に配慮した公的賃貸住宅の供給

公的賃貸住宅は、障害のある人の心身の状況、その他の配慮を必要とする事情を勘案して、供給されている。

まず、公営住宅においては、入居者の募集・選考に際し、障害のある人の世帯は特に住宅困窮度が高いものとして、地方公共団体の裁量により一定の上限の下、入居者の収入基準を緩和するとともに、当選率の優遇、別枠選考等の措置を講じている。

次に、地域優良賃貸住宅制度において、民間事業者等に対し、その整備や家賃低廉化に対する支援を行うほか、入居の際、地方公共団体の裁量により別枠選考等の措置ができることとしている。

第三に、都市再生機構賃貸住宅において、障害のある人の世帯に対して、入居者の収入基準の緩和、1階、2階又はエレベーター停止階への住宅変更、新規賃貸住宅募集時の当選倍率の優遇等の措置を講じている。

### ② 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

障害のある人を含む住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする住宅セーフティネット制度の活用を推進し、バリアフリー化を含めた住宅の改修、入居者負担の軽減等、居住支援法人や居住支援協議会の居住支援活動等への支援をしている。家賃滞納時に家賃等を保証する家賃債務保証については、適正に業務を行う者の登録（登録家賃債務保証業者制度）及び住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者の認定（認定家賃債務保証業者制度）を行っている。

## ウ 住宅施策と福祉施策との連携による住宅の確保支援

「改正住宅セーフティネット法」に基づき創設された、居住支援法人等が賃貸人と連携し、安否確認や見守り、福祉サービスへのつなぎなどの入居中のサポートを行う住宅（居住サポート住宅）の認定を地方公共団体が行っている。同法により、地域の不動産関係団体や福祉関係団体などで構成される居住支援協議会の設置を地方公共団体の努力義務とし、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の整備をより一層推進している。

また、公的賃貸住宅の整備に際して、障害者福祉施設との一体的な整備を推進している。

その他、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、市街地再開発事業等において、デイサービスセンター、保育所等の社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものを建築主体工事費の一部を補助対象としている。

### (3) 自立及び社会参加の促進

障害のある人の社会参加と自立支援の推進に向け、地域での生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保等の施策を行っている。

地域生活支援事業では、市町村及び都道府県が創意工夫により地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業を行っている。身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の育成への補助

もこの1つである。2023年度からは身体障害者補助犬の理解促進や普及・啓発の促進のため、企業等（公共交通機関、医療機関、飲食店、宿泊施設、複合商業施設）の実情に即した研修や広報などを行えるよう拡充を図り、全国で事業実施が促進されるよう取り組んでいる。

また、「補助犬法」では、身体に障害のある人が公共的施設や不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないとされている。2024年4月1日からは37.5人以上（経過措置として2026年6月30日までは40人以上）の事業所や事務所で勤務する身体に障害のある人の身体障害者補助犬の使用を拒んではならないこととされた。



介助犬

写真提供：特定非営利活動法人日本補助犬情報センター

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局では、身体障害のある人に対して、より充実した社会生活を円滑に送ることを目的とした自立訓練（機能訓練）を実施している。視覚障害のある人に対しては、歩行、日常生活、点字、ICT、録音再生機器、ロービジョン（保有視覚機能を最大限に活用するための訓練）等の日常生活や社会生活に必要な訓練を実施している。近年ニーズが増えてきている視覚に障害のある高齢者への訓練も実施している。重度の肢体不自由のある人に対しては、医学的管理の下に日常生活に必要な機能訓練、日常生活動作訓練、職能訓練、自動車訓練等を実施している。高次脳機能障害のある人に対して、自立訓練（生活訓練）も実施しており、個々の生活状況及び地域での障害福祉サービス利用あるいは復職等の目標に応じて、目標への円滑な移行ができるように、日常生活訓練やメモリーノート、手順書等を活用した代償手段獲得のための訓練及び支援等を行っている。このほか、主に身体障害、高次脳機能障害、発達障害等のある人に就労希望のある場合、就労移行支援として職業訓練、技能習得訓練等を実施している。視覚障害のある人には「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」の資格取得支援や、就労するための教育訓練を実施している。受傷後から自立に向けた訓練、更には就労訓練を一連で実施するリハビリテーションパスにより、障害者の社会参加の促進に寄与している。

同センターの秩父学園では、知的障害や自閉スペクトラム症、その他重複する障害（愛着障害、行動障害等）のある児童、強度行動障害のある児童に対する支援を行っている。また、地域の在宅家庭に対して、就学前児童とその保護者に対する幼児通園療育事業、小学生とその保護者に対する発達障害児等デイサービス事業を実施するとともに、発達の遅れや偏りが心配な児童を支援する支援者に助言・指導を行うため、同学園から職員を派遣している。

## (4) 発達障害のある児者への施策の充実

### ア 発達障害の定義

「発達障害」は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと「発達障害者支援法」において、定義されている。

### イ 発達障害のある人への支援の推進

#### ① 発達障害のある人への支援の体制整備

厚生労働省においては、発達障害のある人及びその家族等に対して相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などの整備を図ることを目的に、「発達障害者支援センター」の整備を行い、現在全ての都道府県・指定都市に設置されている。くわえて、乳幼児期から高齢期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備、困難ケースへの対応や適切な医療の提供を図るため、都道府県・指定都市が発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村、事業所等への支援や医療機関との連携の強化を推進している。

また、発達障害のある人やその家族等をきめ細かに支援するため、都道府県・指定都市が「発達障害者支援地域協議会」を設置し、市町村又は障害保健福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況の検証することを支援している。

#### ② 発達障害のある人や子ども及び家族への支援

発達障害のある人の家族が互いに支え合う活動の支援を促進するため、ペアレント・メンターの養成やペアレント・トレーニング等を行っている。くわえて、発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援をしている。また、青年期の発達障害のある人等の居場所を作り、社会から孤立しない仕組み作りを行うための支援をしている。

#### ③ 支援手法の開発と情報発信

厚生労働省は、地域におけるペアレント・トレーニング実施者養成等の実施体制の構築、地域における強度行動障害者支援のための支援体制構築などを主なテーマとして、発達障害のある人や子どもの支援手法の開発、関係分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するための「発達障害児者地域生活支援モデル事業」を実施している。

また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターは、発達障害に関し、国民の理解促進に資する情報、支援者等に向けた医療・保健、教育、福祉等にわたる情報、発達障害当事者やその家族に向けた支援情報等を発信している。2025年度には、外国につながるある発達障害児者やその家族への理解と支援を促すための研修動画コンテンツを作成した。外国につながるある発達障害児者への支援については、これまで、未就学児の家族向けに25言語版、学齢期の子とその家族向けに12言語版のパンフレットを作成、配布・公開している。

#### ④ 発達障害の早期診断・早期支援

発達障害については、早期発見・早期支援が重要である。発達障害の診断待機の解消、早期の発達支援のために必要な体制の整備を進めている。都道府県・指定都市においては、小児科医等のかかりつけ医等の医療従事者に対して、国の研修内容を踏まえ、発達障害に対する対応力を向上させるための研修を実施している。発達障害の診断が可能な医療機関に新たにアセスメント対応可能な職員の配置や、アセスメントの外部委託、医療機関ネットワークの構築、医師等を養成する実地研修等を実施している。

こども家庭庁では、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備のため2023年度から「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」を実施している。地域の保健、子育て、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談を実施するとともに、必要な発達支援や家族支援につなぐなどしている。

#### ⑤ 強度行動障害への対応

強度行動障害とは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。強度行動障害の軽減を目的として障害児入所施設等において適切な支援と環境の提供を行うために「強度行動障害児特別支援加算」等による支援が行われている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害の状態にある者の受入体制の強化や、状態が悪化した強度行動障害の状態にある児者への集中的支援を盛り込むことで支援の更なる充実を図った。

また、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）、強度行動障害の状態にある児者の支援に中心的な役割を果たす人材を養成する中核的人材養成研修についても、引き続き実施している。

### (5) 盲ろう者への対応

盲ろう者とは、「視覚と聴覚に障害がある者」であり、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4つのタイプがある。「盲ろう者の生活状況等に関する実態調査（2025年3月）」によると、盲ろう者は約9,000人と推計されている。

盲ろう者は、その障害の程度や成育歴等により、コミュニケーション方法も触手話、指文字、指点字、手書き文字など多様な方法があり、コミュニケーション支援や情報入手、移動の支援が重要である。このため、「障害者総合支援法」の地域生活支援事業においては、コミュニケーションや移動の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修・派遣事業を実施している。

また、盲ろう者の支援を行う人材の確保や派遣事業等の充実を継続して図ることが必要であり、国立障害者リハビリテーションセンター学院では、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業に係る企画立案を担う者や、派遣事業に係るコーディネーターに対する研修を実施するほか、視覚障害学科において盲ろう者支援に係るカリキュラムの充実を図るなどしている。

なお、2025年6月に、国連総会において、6月27日を「国際盲ろうの日」と決議し、日本を含む99か国が提案国となった。

## 3. 経済的自立の支援

### (1) 年金制度等による所得保障

障害のある人に対する所得保障は、障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしており、障害基礎年金や障害厚生年金の制度と、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度がある。

我が国では、日本国内に住所を有する全ての人が公的年金制度に加入することとされている。これによって、被保険者期間中の障害については障害基礎年金や障害厚生年金が支給される。国民年金の加入期間外である20歳より前などに発した障害についても障害基礎年金が支給されている。

さらに、年金制度の枠外で、障害基礎年金受給者等に対して福祉的な給付金である年金生活者支援給付金が支給されている。

その上で、特に重度の障害がある人に対しては特別障害者手当、障害基礎年金が支給されない20歳未満の重度の障害のある児童に対しては障害児福祉手当、障害のある児童の父母等に対しては特別児童扶養手当が支給されている。

このほか1991年度より前に国民年金任意加入対象であった学生や、1986年度より前に国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者のうち任意加入していなかった間に障害を負ったことにより障害基礎年金を受給していない者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、特別障害給付金が支給されている。

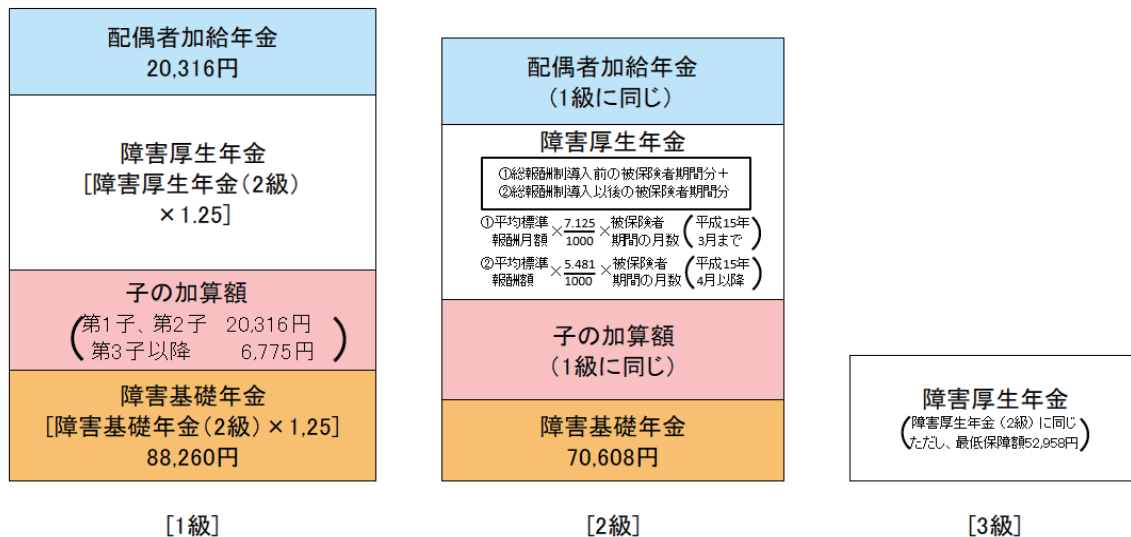
これらの年金及び手当については、毎年物価の変動等に合わせて支給額の改定が行われている。

また、都道府県・指定都市において、保護者が生存中掛金を納付することで、保護者が死亡した場合等に、障害のある人に生涯年金を支給する障害者扶養共済制度（任意加入）が実施されている。

障害年金については、2022年から行われた社会保障審議会年金部会では、事後重症の場合に障害認定日に遡って年金を支給するべきかどうかや、障害厚生年金における初診日要件について検討されたが、年金部会における議論の整理（2024年12月25日）では、いずれの事項も制度の見直しの検討には、制度上あるいは実務上の観点から、以下の点を整理しつつ、社会経済状況や医療技術の進歩等を踏まえながら、様々な課題について引き続き検討することが求められた。

- (1) 拠出制年金における社会保険の原理との関係の整理
- (2) 様々な障害がある中で、障害の認定判断に客観性を担保しその認定判断を画一的で公平なものとする必要性
- (3) 障害年金の目的や障害の認定基準のあり方と他の障害者施策との関連の整理

■ 図表4-5 障害年金のあらまし（2026年度）



※図では、1956年4月2日以後生まれの方の年金額（月額）の例を示しています。  
資料：厚生労働省

## (2) 個人財産の適切な管理の支援

認知症、知的障害、精神障害などにより、財産管理や日常生活等に支障がある人の財産管理の支援等に資する成年後見制度及び成年後見登記制度について周知を図っている。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が必ずしも十分でない人の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

## 4. 施設サービスの再構築

### (1) 地域生活を支える拠点としての体制整備

障害のある人の意向を尊重し、障害者支援施設や精神科病院等からの地域生活への移行を促進するとともに、障害のある人の重度化・高齢化への対応や親亡き後を見据えるため、「基本指針」に基づき、市町村は、円滑な地域生活への移行・継続の支援と地域生活における安心を確保するために地域生活支援の体制整備を進めることとしている。

また、障害の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行を担う拠点が必要である。このため、「障害者総合支援法」において、2024年4月から地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされた。2025年4月現在、1,292市町村に地域生活支援拠点等が設けられている。

### (2) 障害者の地域生活支援と障害者支援施設の在り方

障害者支援施設入所者の地域移行を進めるため、厚生労働省では「基本指針」において、施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するという目標値を定めて地域移行を進めている。2023年度においては、障害者支援施設入所からの地域移行者数は1,408人であり、前年度の地域移行者数とほぼ同水準となっている。

更なる地域移行を進めていくため、2025年5月、厚生労働省において「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」を設置し、障害者支援施設の役割・機能等について検討を行った。同年9月には、障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿として、地域移行を支援する機能のほか、「利用者の意思・希望の尊重」として、どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進や、「地域生活を支えるセーフティネット機能」として、地域での生活が困難となった場合の一時的な入所、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用等の推進等を取りまとめ、一定の方向性を示した。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となることから、障害福祉計画において、精神病床における1年以上長期入院患者数等に関する目標値を掲げている。

また、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体等の職員に対し、都道府県等が行う精神障害者の地域移行、精神障害を有する方等の地域生活支援の促進を目的とした研修等に対して予算補助を行っている。

## 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

### (1) スポーツの振興

#### ア パラスポーツの普及促進

2025年に改正された「スポーツ基本法」(平成23年法律第78号)により、障害の有無等にかかわらず、スポーツを身近に親しむことができる社会の実現を図ることが明確に位置づけられた。

2025年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」によると、障害のある人(20歳以上)の週1日以上運動・スポーツ実施率は35.0%と、近年は伸びが緩やかなものの着実に実施率は向上している。同調査では、週1日未満の実施者の、運動・スポーツの実施の障壁を調査しており、「運動・スポーツができる場所がない」「施設がバリアフリーでない」といった回答は3%程度であり、「体力がない」といった回答が42.0%となっている。

スポーツ庁では、広く日本の各地でパラスポーツ活動の機会が創出されるよう、地方公共団体や都道府県・指定都市パラスポーツ協会、同パラスポーツ指導者協議会、パラスポーツ競技団体等に対し、スポーツ活動の場づくりや体制の強化等の構築に必要な支援を実施している。

障害のあるこども・若者が運動・スポーツ活動に継続して親しめるよう、特別支援学校等を拠点とするクラブチームや総合型地域スポーツクラブ、社会福祉施設等、多様な地域資源と連携した運動部活動ができる環境の整備や特別支援学校等の全国規模の競技会の開催支援に取り組んでいる。2025年10月には、競技者としてもパラリンピック競泳で活躍し、長年にわたりパラスポーツの振興に携わってきた河合純一氏がスポーツ庁長官に着任した。



障害者スポーツセンターにおける活動の様子  
出典：東京都障害者総合スポーツセンター



第3代スポーツ庁長官に就任した河合純一氏  
出典：スポーツ庁

#### イ 障害者スポーツの競技力向上

スポーツ庁では、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。

具体的には、「競技力向上事業」を通じて、障害者スポーツの競技団体を含む各競技団体が行う強化活動に必要な経費等の支援を実施している。

特に、パラリンピック競技大会において、メダル獲得が期待される競技を「重点支援競技」として選定し、競技力向上事業助成金の加算のほか、「ハイパフォーマンス・サポート事業」を通じて、トレーニング、映像分析など、スポーツ医・科学、情報の各分野の専門スタッフによる帯同活動等のアスリート支援を実施している。2025年度においては、ミラノ・コルティナ2026パラリンピック競技大会の重点支援競技に対して、これらの支援を行った。

また、初の日本開催となった東京2025デフリンピック競技大会(以下「東京2025大会」と

いう。)に向けては、日本パラリンピック委員会に加盟する夏季デフリンピック実施競技団体へ配分する競技力向上事業助成金の加算や、国際競技大会等への日本選手団派遣に必要な経費の支援等を実施したほか、東京2025大会までの時限措置としていたデフスポーツ競技団体のハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）・ナショナルトレーニングセンター利用について、デフスポーツ競技団体の要望等を踏まえ、大会終了後も継続できるよう調整した。

このほか、HPSCを中心として、競技特性に対応した最適なコンディショニングの研究、先端技術を活用した多様な支援手法の研究、チェアスキーなどの競技用具等の研究等、継続的にパラアスリートの選手強化が行えるシステムの構築を目指す「先端技術を活用したHPSC基盤強化事業」を実施した。

さらに、パラアスリートに特化した取組として、2025年度から「パラアスリートの医・科学支援強化事業」を開始した。本事業では、トータルコンディショニングを実施するための体制整備や、「JPCクラス分け情報・研究拠点」<sup>3</sup>との連携強化、日本スポーツ振興センターと連携したタレント発掘を通して、パラアスリートの国際競技力の向上に取り組んでいく。

## (2) 文化芸術活動の振興

### ア 文化芸術活動の振興

我が国の障害のある人による文化芸術活動については、共生社会の実現に向けて、広く文化芸術活動の振興につながる取組が行われている。

2018年に成立・施行された「障害者文化芸術推進法」に基づき、2023年3月に第2期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。この計画に基づき、以下の取組を始め、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

厚生労働省では、2017年度から地域における障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、全国に芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備する「障害者芸術文化活動普及支援事業」を実施し、障害のある人の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図っている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として2025年にながさきピース文化祭2025（第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭）を開催した。

文化庁では、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいる。具体的には、美術・舞台芸術・音楽等の様々な文化芸術分野における鑑賞・創作活動・発表等に係る幅広い取組の推進や普及展開に向けた人材の育成、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等を実施している。また、アクセシビリティの確保に向け、文化芸術へのアクセスの改善、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援等にも取り組んでいる。

国立美術館、国立博物館は、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車椅子利用者も利用ができるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

3 JPCクラス分け情報・研究拠点：2024年に日本パラリンピック委員会（JPC）に設置された、クラス分けに関する最新の国際的な動向の把握や専門人材の育成等を行う中枢機関。

## イ 大阪・関西万博での取組

文化庁では、大阪・関西万博に向けて日本各地の最高峰の文化資源を磨き上げる「日本博2.0」において、障害者による文化芸術活動を含む事業を支援した。その一環として、「大阪・関西万博」においても、舞台でのパフォーマンスや美術作品等の展示を通じ、共生社会の実現に向けた取組を国内外に発信した。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会では、施設整備、運営サービス、交通アクセスの各分野において、障害当事者や学識経験者等の意見を伺いながら、「ユニバーサルサービスガイドライン」等を策定し、これらにのっとり準備を進めた。日本政府館についても、こうしたガイドライン等に準拠し、ユニバーサルデザインの実現を図ることを目的として、2023年度に引き続き2024年度も「大阪・関西万博」日本館ユニバーサルデザインワークショップを実施し、検討結果について設計・運営等に反映した。また、障害の有無にかかわらず万博に来場しやすいようにするため、車椅子利用者や視覚に障害のある人のための移動のサポートや、視覚に障害のある人向けナビゲーションアプリの導入が行われた。さらに、万博会場への来場が困難な方も万博の様々なコンテンツを体験することができるよう、現地の開催期間にあわせて、インターネットを介して参加することのできるバーチャル万博を開催した。

# TOPICS (トピックス) (5)

／経済産業省、内閣官房

## 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における バリアフリー・合理的配慮

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会では、国や地域、文化、人種、性別、世代、障害の有無にかかわらず、大阪・関西万博を訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができる「オールインクルーシブな万博」の実現に向けた取組を進めた。具体的には、ユニバーサルデザイン検討会（全3回）、ユニバーサルサービス検討会（全12回）及び交通アクセスユニバーサルデザイン検討会（全5回）を開催し、障害当事者、学識経験者等から多様な意見及び提案を聴取した。また検討会での議論を踏まえ、会場内の施設整備・運営サービスや、来場者が利用する交通施設に関し、遵守・参照すべきガイドラインを策定の上、周知徹底した。

日本政府館においても、こうしたガイドライン等に準拠し、ユニバーサルデザインの実現を図ることを目的として、2023年度に引き続き2024年度も「大阪・関西万博日本館UDワークショップ」を実施し、検討結果について設計・運営等に反映した。

また、障害の有無にかかわらず万博に来場しやすいようにするため、様々な配慮を必要とする方への会場内の移動支援等が実施された。具体的には、東西ゲートに隣接するアクセシビリティセンターでは車いす・歩行補助器具の貸出し等の各種サービスが提供されたほか、協賛者の役務提供により視覚障害のある人と車いす利用者等を対象にボランティアによる移動支援サービスを実施した。あわせて、会場に行けない人に向けてリポーターが会場現地からライブ配信を行うオンラインツアーも実施し、合計15万人が利用した。

くわえて、視覚に障害のある人向けナビゲーションアプリが導入され、会場内の点字ブロックに設置された2次元コードをスマートフォンのカメラで読み込むことでルートに関する音声ガイドを提供するサービスや、ナビレンスコードを読み込むことで位置情報や目的地までの距離などを案内するサービスが実施された。

さらに、万博会場への来場が困難な方も万博の様々なコンテンツを体験することができるよう、現地開催期間に合わせて、自身のパーソナルコンピュータやスマートフォン、VRゴーグルなどからアプリを介して参加することのできるバーチャル万博を開催した。バーチャル万博は、各パビリオン等の外観データも取り込みながら、バーチャル空間上に夢洲会場のバーチャル会場として展開された会場内を、自身のアバターで移動し、各種取組を体験できるサービスである。パビリオン内では夢洲会場内の展示テーマに沿って各出展者が展開するバーチャルならではの展示を楽しむことができ、催事場では公式行事やナショナルデーなどの配信が実施された。



車いす利用者や視覚に障害のある人のための会場内の移動支援「LET'S EXPO」

こうした一連の取組がなされた結果、大阪・関西万博では、障害者手帳等をお持ちの方と同伴者（介助者）1名が購入できる入場券として特別割引券が約63.3万枚販売され、多くの障害当事者の方々にも御来場いただいた。また、アンケートでは「スタッフの接客対応が洗練されており、多言語対応や障害者への配慮もあり安心できた」等の声も頂いた。

## ミラノ・コルティナ2026パラリンピック競技大会の結果

### ○日本代表選手団の活躍

イタリアのミラノ・コルティナを中心に、ミラノ・コルティナ2026パラリンピック競技大会が、2026年3月6日から3月15日まで開催された。本大会では、6競技79種目が実施され、経験豊富な選手が安定した成績を収めた結果、4個のメダル獲得、28の入賞を達成した。冬季パラリンピックが始まって50周年の記念大会でもあり、日本の冬季パラリンピックメダル獲得数は通算100個を超え、自らの限界に挑む選手の姿は国民全体に勇気と感動を与えた。

2026年には「愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会」が、2028年には「ロサンゼルス2028パラリンピック競技大会」が開催される。スポーツ庁としては、ミラノ大会の成果等も踏まえながら、引き続き、パラスポーツの国際競技力向上に向けて取り組んでいく。



パラアルペンスキー・村岡桃佳選手



パラスノーボード・小栗大地選手



パラアルペンスキー・鈴木猛史選手

©フォート・キシモト

#### 〈国・地域別のメダル獲得状況〉

金メダル数順位	チーム/NPC	金	銀	銅	合計	総メダル数順位
1	中国	15	13	16	44	1
2	アメリカ	13	5	6	24	2
3	ロシア	8	1	3	12	8
4	イタリア	7	7	2	16	5
5	オーストリア	7	2	4	13	7
19	日本	0	3	1	4	16
北京大会	日本	4	1	2	7	金メダル数9位 総メダル数8位

#### 〈メダル獲得数及び入賞数の推移〉

開催年	開催都市(国)	メダル獲得数				入賞数	金メダル数 ランキング	総メダル数 ランキング
		金	銀	銅	計			
2006	トリノ(イタリア)	2	5	2	9	25	8	8
2010	バンクーバー(カナダ)	3	3	5	11	29	8	6
2014	ソチ(ロシア)	3	1	2	6	26	7	9
2018	平昌(韓国)	3	4	3	10	23	9	9
2022	北京(中国)	4	1	2	7	41	9	8
2026	ミラノ・コルティナ(イタリア)	0	3	1	4	28	19	16

※JPCホームページを参考に、スポーツ庁において作成。

※入賞は8位まで。

# TOPICS(トピックス)(6)

／文部科学省

## 第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025の結果

### 【日本代表選手団の活躍】

第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025が、2025年11月15日から11月26日まで開催された。本大会は、1924年の第1回から100周年の記念大会であり、初の日本開催大会であった。過去最多となる268名の選手が出場し、金メダル数、総メダル数いずれも過去最多を記録したほか、金メダルランキングで過去最高の3位となるなどのすばらしい結果を収めた。さらに、6つの団体競技において、競技初、種目初となる金メダルやメダルを獲得し、団体競技の躍進が際立ったとともに、10代の選手も多くメダルを獲得し、若手のメダリストが多数誕生するなど、国民全体に夢と希望を与えた。

今後も、2026年の「愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会」や2028年の「ロサンゼルス2028パラリンピック競技大会」等の国際競技大会で我が国の選手が活躍できるよう、パラスポーツの国際競技力向上に向けた取組を実施していく。

### 〈国・地域別のメダル獲得状況〉

金メダル数順位	チーム	金	銀	銅	合計	総メダル数順位
1	ウクライナ	32	39	29	100	1
2	アメリカ	17	7	12	36	5
3	日本	16	12	23	51	2
4	中国	12	16	22	50	3
5	韓国	11	13	19	43	4
カシヤスドル大会(前回)	日本	12	8	10	30	金メダル数5位 総メダル数7位

※全日本ろうあ連盟ホームページを参考に、スポーツ庁において作成。



女子バレーボール



男子4×100mリレー

出典：©一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

### 【大会を通じた共生社会の実現】

デフリンピックが日本で初めて開催されることを踏まえ、デフスポーツの振興とともに、聴覚障害のある人への理解促進や多様なコミュニケーション手段への理解を広げる取組が全国で展開された。デフリンピックに向けた機運醸成の取組として、ショッピングモールや自治体等が実施する大規模イベントや各種スポーツイベントにおいて、デフスポーツの紹介や手話体験を行うブースを設置するなど、幅広い層がデフスポーツに触れる機会が創出された。

また、小学校、中学校、特別支援学校にデフアスリートを派遣し、体験学習やデフスポーツやデフリンピックを取り上げる講話が行われた。こうした取組を通じて、共生社会の形成に向け、児童生徒が聴覚障害への理解を深める契機となった。

さらに、デフリンピックに関する認知度については、東京2025デフリンピック開催が決まる前から知っていた人、東京2025デフリンピック開催決定をきっかけに知った人を合わせて42.9%となっている（令和7年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）。また、これらの東京2025デフリンピックを知っていた人のうち、50.3%で、聴覚障害のある人のスポーツを含むパラスポーツへの関心が高まった、聴覚障害への理解が深まった、障害者の住みやすい社会についての関心が高まったといった意識の変化がみられた。

デフリンピックは国際スポーツ大会としての役割にとどまらず、聴覚障害のある人への理解や社会全体における多様性の尊重に対する関心を高める契機となった。

# TOPICS(トピックス)(7)

／文部科学省

## 学校における児童・生徒の文化芸術鑑賞・体験の推進

本物の文化芸術を体験することは、こどもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などの資質・能力を養う上で非常に重要である。文化庁では、障害の有無や地域・生活環境等による文化芸術の体験格差を解消し、全てのこどもたちが本物の文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するため、芸術団体や芸術家・クリエイター等を学校に派遣し、授業（教育課程内）において公演等を行う「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」を実施している。

本事業においては、字幕や手話、音声ガイドの活用を始め、障害のあるこどもたちも体験できるよう工夫された公演等を行う「ユニバーサル公演」を2021年度の先行実施を経て、2022年度から実施している。「ユニバーサル公演」は、特別支援学校の文化芸術鑑賞・体験機会確保への意欲を促進しており、2022年度と比較し、2025年度における特別支援学校からの応募件数は約1.26倍となっている。「ユニバーサル公演」では、どのような障害のあるこどもたちも、文化芸術を見たり、聞いたり、感じたりすることができる取組が実施可能な団体を文化庁が選定し、学校側からの要望とのマッチングを行っている。本事業では、こどもたちは文化芸術を鑑賞するだけでなく、実際に楽器を演奏したり、役を演じたり、機材に触れてみたりと、様々な体験をすることもでき、実際に体験した児童生徒からは極めて好評である※。

また、障害のあるアーティストが所属している団体も選定しており、障害のあるアーティストの活動を通じて、こどもたちの障害や表現の多様性に対する理解を深める機会としても活用されている。

さらに、特別支援学校と近隣の小・中学校が合同で実施することで、障害のあるこどもとないこどもが共に文化芸術を楽しむ機会の創出にもつながっている。

### ※児童生徒の声

- ・勇気をもらいました。(特別支援学校)
- ・挑戦する大切さや人と協力する楽しさを知れてよかった(中学校)



特別支援学校向けワークショップ



日本ろう者劇団による手話狂言

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

## 6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

### (1) 福祉用具の普及

福祉用具の公的給付としては、補装具費の支給と日常生活用具の給付（貸与）がある。補装具費の支給では、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器等の補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の一部について公費を支給している。2024年度からは障害のあるこどもの補装具費支給における所得制限を撤廃している。

日常生活用具の給付（貸与）では、日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与している。地域生活支援事業の一事業として位置付けられ、実施主体である市町村が地域の障害のある人のニーズを勘案の上、柔軟な運用を行っている。

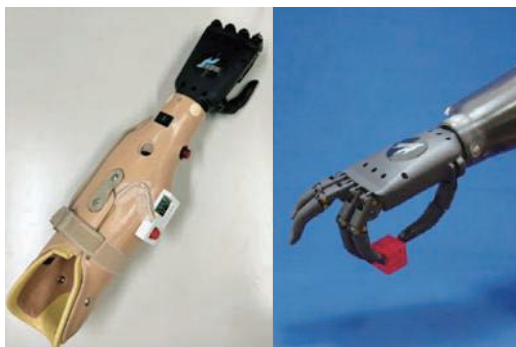
身体障害のある人の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の物品の譲渡等については、消費税は非課税とされている。



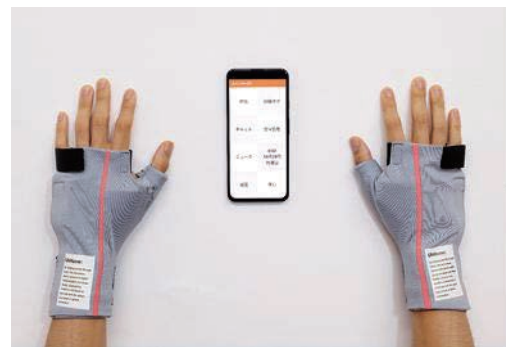
簡易型電動車いす（出典：福祉用具情報システム）



歩行補助つえ（出典：福祉用具情報システム）



5指駆動型筋電義手「BITハンド」  
（出典：株式会社Mu-BORG）



盲ろう者向けのコミュニケーション機器「ユビトングラブ」  
（出典：Ubitine）

### (2) 情報・相談体制の充実

福祉用具の情報については、公益財団法人テクノエイド協会において、福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報に係るデータベース（福祉用具情報システム：TAIS）を構築しており、インターネットを通じてこれらの情報を提供している。

国立障害者リハビリテーションセンターにおいても、補装具を始めとする支援機器やその支給制度の普及等を目的として、障害のある人や身体障害者更生相談所等地方公共団体、医療従事者、補装具関係事業者等に向け、総合的な情報発信等を行うための取組を行っている。小児筋電義手

の普及促進に向け、関係機関、関係者と連携し、「小児筋電義手専門職養成研修会」等を実施するとともに、医療従事者等の人材育成や制度の最新情報の伝達に努めている。

### (3) 研究開発の推進

少子高齢化が進む中、福祉用具に対するニーズは高まっており、利用者への十分な選択肢の提供や費用対効果等がより重要な課題となっている。このため、研究開発の推進、標準化や評価基盤の整備等、産業の基盤整備を進め、福祉用具産業の健全な発展を支援し、良質で安価な福祉用具の供給による利便性の向上を図っている。身体障害のある人に真に役立つ福祉機器の開発・普及につながるよう、公益財団法人テクノエイド協会に委託して、「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」を運用し、福祉機器のニーズと技術シーズの適切な情報連携に努めている。

厚生労働省が行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」では、障害のある人の要望を反映したテーマで募集を行い、専門職による評価体制と障害当事者の試験評価を組み込み、試作機器等を製品化するための開発費用の補助を実施している。事業の一部は、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づく新SBIR（Small Business Innovation Research）制度<sup>4</sup>の「指定補助金等」として整理され、2023年度より他省庁と連携し取り組んでいる。

「ニーズ・シーズマッチング強化事業」では、障害のある人の個別具体的なニーズを的確に反映した機器開発が促進されるよう、開発に取り組む企業研究者と、ニーズを持つ障害のある人やその支援者などが集まり、意見交換を行う場を設けている。開発中の機器についての実証実験の場の紹介等により、適切な価格で障害のある人が使いやすい機器の製品化・普及を図っている。



2025年度交流会のチラシ  
資料：公益財団法人テクノエイド協会



東京会場の様子



国立障害者リハビリテーションセンター研究所では、総合的リハビリテーション技術や、福祉機器等に関する研究開発及び評価法の研究開発のほか、制度検討の基礎となる研究を行っている。例えば、ロボット等の先進技術の応用に係る調査・技術開発等を通じて、障害のある人の新たな社会参加シーンの拡充を目指す研究に取り組んでいる。また、新しい認知リハビリテーション手法の研究開発にも取り組んでいる。これは脳波を利用して意思伝達や運動補助などを行うブレインマシン・インターフェース（BMI）研究の中で開発したリアルタイム脳信号解析技術を、ニューロフィードバックトレーニング<sup>5</sup>に応用したものである。さらに、各種認識技術を応用した重度運動機能障害者向けICT機器操作環境の構築に資する研究などに取り組んでいる。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、新SBIR制度の下、高

4 新SBIR制度：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、スタートアップ等による研究開発を促進し、その結果を円滑に社会実装することによって、我が国のイノベーション創出を促進する制度

5 自らの脳活動等の変化を本人にリアルタイムで提示し、その活動を思いどおりに変化させるトレーニング

齢者や障害のある人の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉機器の開発を支援している。

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）等では、福祉用具の利活用や普及促進、制度改正に向けた研究にも取り組んでいる。障害者自立支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデルの普及促進に資する研究及び支援機器開発コーディネーター人材育成プログラムの開発に資する研究、技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究等を実施している。

#### (4) 標準化の推進

優れた福祉用具の開発・普及の推進には、安全性を含めた品質向上、互換性の確保による生産の合理化等、客観的な評価方法・基準の策定と標準化が不可欠である。図表4-6のとおり、経済産業省では、日本産業規格（JIS）を活用した福祉用具の標準化を推進している。

障害のある人や高齢者等、日常生活に何らかの不便さを感じている人々にも使いやすい設計とするためのアクセシブルデザインについて、様々な分野で関心が高まっており、「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針（JIS Z8071）」を始め、48規格を制定するなど、各原案作成団体からのニーズに応じて、アクセシブルデザインに関するJIS開発を行っている。

国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構（ISO）の福祉用具技術委員会（ISO/TC173）、義肢装具技術委員会（ISO/TC168）、人間工学技術委員会（ISO/TC159）、高齢社会技術委員会（ISO/TC314）及び包装技術委員会（ISO/TC122）に参加している。ISO/TC173/SC 2（用語と分類）、TC173/SC 7（アクセシブルデザイン／感覚機能障害者のための福祉用具）及びTC159/SC 3（人体計測及び生体力学）では議長国及び幹事国を担っている。ISO/TC173では、歩行支援用具、車椅子、体位変換用具等について、各国の意見調整、規格原案検討を進めている。

■ 図表4-6 福祉用具JISの制定・改正・廃止状況

施策年度	施策内容
2008年度	移動・移乗支援用リフト関係5規格（JIS T9241-1～5）【制定】 車椅子用可搬形スロープ（JIS T9207）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
2009年度	入浴用製品3規格（JIS T9257～9259）【制定】 ハンドル形電動車椅子（JIS T9208）【制定】
2010年度	福祉用具－ポータブルトイレ（JIS T9261）【制定】 福祉用具－和式洋式変換便座（JIS T9262）【制定】 福祉関連機器用語【支援機器部門】（JIS T0102）【改正】
2011年度	福祉用具－入浴用いす（JIS T9260）【制定】 福祉用具－歩行補助具－歩行器（JIS T9264）【制定】 福祉用具－歩行補助具－エルボークラッチ（JIS T9266）【制定】
2012年度	福祉用具－歩行補助具－歩行車（JIS T9265）【制定】 福祉用具－補高便座（JIS T9268）【制定】 福祉用具－ベッド用テーブル（JIS T9269）【制定】
2015年度	福祉関連機器用語－義肢・装具部門（JIS T0101）【改正】 車椅子用可搬形スロープ（JIS T9207）【改正】 移動・移乗支援用リフト関係2規格（JIS T9241-1,4）【廃止】 移動・移乗支援用リフト関係3規格（JIS T9241-2,3,5）【改正】 移動・移乗支援用リフト関係2規格（JIS T9241-6,7）【制定】 福祉用具－車椅子用クッション（JIS T9271）【制定】 福祉用具－車椅子用テーブル（JIS T9272）【制定】 福祉用具－体位変換用具（JIS T9275）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
2016年度	在宅用床ずれ防止用具3規格（JIS T9256-1,2,3）【改正】 福祉用具－据置形手すり（JIS T9281）【制定】 ハンドル形電動車椅子（JIS T9208）【改正】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】 病院用ベッド（JIS T9205）【改正】 手動車椅子（JIS T9201）【改正】 電動車椅子（JIS T9203）【改正】 福祉用具－歩行補助具－シルバーカー（JIS T9263）【制定】
2017年度	福祉用具－固定形手すり（JIS T9282）【制定】 福祉用具－据置形手すり（JIS T9283）【制定】 電動6輪車椅子の試験方法（JIS T9209）【制定】
2019年度	福祉用具－歩行補助具－歩行車（JIS T9265）【改正】
2020年度	福祉用具－歩行補助具－多脚つえ（JIS T9267）【制定】 馬乗り形電動車椅子－安全要求事項（JIS T9210）【制定】
2021年度	車椅子用可搬形スロープ（JIS T9207）【改正】
2023年度	福祉用具－車椅子けん引装置（JIS T9273）【制定】
2024年度	福祉用具－歩行補助具－歩行器（JIS T9264）【改正】 福祉用具－歩行補助具－歩行車（JIS T9265）【改正】

資料：経済産業省

## 7. サービスの質の向上

### (1) 障害福祉人材の処遇改善

障害福祉サービス等利用者の障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に応じたきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材の確保策を講じていく必要がある。

障害福祉分野における福祉・介護職員の処遇改善は、2009年以降、職員全般の処遇向上を目的として継続的に実施されてきた。2025年11月に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、これまでの処遇改善支援施策において、福祉・介護職員に限定されていた算定対象を幅広く全障害福祉従事者に拡大した上で、賃上げ支援の額を、1.0万円相当（前年度補正予算による事業においては月0.9万円）引き上げるための措置を行っている。また、2026年度障害福祉サービス等報酬改定において、改定率は、プラス1.84%となり、福祉・介護職員については、定期昇給込みで、最大月1.9万円、6.3%の賃上げが実現する措置を行っている。

### (2) 第三者評価事業

第三者評価事業については、2004年5月に、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知している。2020年3月に、障害者・児福祉サービス固有の状況を踏まえた評価が適切に実施されるよう、障害者・児福祉サービスに係る共通評価基準及び内容評価基準等について、見直しを行っている。

### (3) 障害福祉サービス等情報公表制度

「障害福祉サービス等情報公表制度」は、施設や事業者が事業の内容等を都道府県知事へ報告し、報告を受けた都道府県知事がこれを公表する仕組みであり、独立行政法人福祉医療機構において、障害福祉サービス等事業所情報を公表している。

## 8. 専門職種の養成・確保

### (1) 福祉専門職

福祉専門職の確保等については、「社会福祉法」に基づき、無料職業紹介事業や社会福祉事業等従事者に対する研修等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉事業等従事者の福利厚生増進や社会福祉事業等を経営する者に対し、社会福祉事業等従事者の福利厚生に関する啓発活動を行う福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉事業等従事者確保等の対策が進められている。

#### ア 社会福祉士、介護福祉士

身体上、精神上的の障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、専門的知識及び技術を持って福祉に関する相談援助を行う社会福祉士の資格登録者数は321,616人（2025年9月末）、専門的知識及び技術を持って心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含む。）や介護指導を行う介護福祉士の資格登録者数は2,060,696人（2025年9月末）となった。

#### イ 精神保健福祉士

精神障害のある人の社会復帰に関する相談・援助を行う精神保健福祉士の資格登録者数は116,961人（2026年3月末）となった。

## (2) リハビリテーション等従事者

高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、リハビリテーション等の必要性、重要性が一層増してきている。そのため、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていくことが重要である。

### ア 理学療法士、作業療法士

理学療法士は、身体に障害のある人に対し、主として基本的動作能力の回復を図るための理学療法を行う専門職であり、作業療法士は、身体又は精神に障害のある人に対し、主として応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための作業療法を行う専門職である。2025年12月末の資格登録者数は、理学療法士は236,289人、作業療法士は123,589人となった。

### イ 視能訓練士、義肢装具士

視能訓練士は、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門職であり、義肢装具士は、義肢・装具の装着部位の採型及び製作並びに身体への適合を行う専門職である。2025年12月末の資格登録者数は、視能訓練士は21,168人、義肢装具士は6,406人となった。

### ウ 言語聴覚士

言語聴覚士は、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に対し、リハビリテーション等を行う専門職である。2025年12月末の資格登録者数は43,317人となった。

### エ 公認心理師

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野で、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助等を行う専門職である。2025年12月末の資格登録者数は75,222人となった。

## (3) 国立専門機関等の活用

国立障害者リハビリテーションセンター学院で、リハビリテーション・福祉に従事する専門職を6学科で養成するとともに、現に従事している専門職への研修を実施している。

養成部門では、言語聴覚学科、義肢装具学科、手話通訳学科、リハビリテーション体育学科、視覚障害のある人の生活訓練を専門とする技術者を養成する視覚障害学科、医療・福祉・教育現場で知的障害や発達障害のある児（者）の支援に携わる専門職を養成する児童指導員科（発達障害支援者養成）を設置している。

また、研修部門では、医療機関や地方公共団体、民間福祉施設などの専門職に対し、年間30を超えるリハビリテーション関連研修会及び知的障害・発達障害関連研修会を実施し、社会的ニーズに対応した人材、各専門職のリーダー等の指導的役割を担う人材を育成している。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局では、地域ボランティアや住民を対象とした研修会や障害の正しい理解と知識や援助方法の習得を目的とした講習会等を行っている。